

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第13号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給の決定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに採用する職員で、別表第1の1又は別表第1の2の適用を受ける職員のうち、採用前に経験年数換算表(別表第5)に掲げる経歴を有する者の職務の級は、経験年数及び同種の職務に従事する他の職員との均衡を考慮して決定することができる。<u>ただし、この場合における号給の決定方法については、別に定めるものとする。</u></p>	<p>(初任給の決定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに採用する職員で、別表第1の1又は別表第1の2の適用を受ける職員のうち、採用前に経験年数換算表(別表第5)に掲げる経歴を有する者の職務の級は、経験年数及び同種の職務に従事する他の職員との均衡を考慮して決定することができる。<u>この場合において、その者の号給は、決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められているときは当該号給の号数に経験年数の月数を18月以内で別に定める月数で除して得た数に4を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えた数を号数とする号給とし、決定された職務の級の号給が同表に定められていないときは、そのつど別に定める号給とする。</u></p>

(扶養親族の届出等)

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに扶養親族認定・異動申請書(第1号様式)により届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が、配偶者を有しなくなった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が、配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 (略)

3 (略)

(通勤手当)

第17条 (略)

- (1) 条例第4条の2第1号に掲げる職員(本項第3号に掲げる職員を除く。)支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」とい

(扶養親族の届出等)

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに扶養親族認定・異動申請書(第1号様式)により届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
- (3) (削除)
- (4) (削除)

2 (略)

3 (略)

(通勤手当)

第17条 (略)

- (1) 条例第4条の2第1号に掲げる職員(本項第4号に掲げる職員を除く。)支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」とい

う。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第 4 条の 2 第 2 号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。)) 次に掲げる職員の条例第 4 条の 2 により管理者が定める自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。))の使用距離(以下「使用距離」という。))の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道 5 キロメートル未満である場合にあつては 1,000 円、当該距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合にあつては 500 円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道 5 キロメートル未満 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10

う。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第 4 条の 2 第 2 号に掲げる職員(本項第 4 号に掲げる職員を除く。)) 次に掲げる職員の条例第 4 条の 2 により管理者が定める自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。))の使用距離(以下「使用距離」という。))の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道 5 キロメートル未満である場合にあつては 1,000 円、当該距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合にあつては 500 円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道 5 キロメートル未満 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10

キロメートル未満 4,200 円  
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15  
キロメートル未満 7,100 円  
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20  
キロメートル未満 10,000 円  
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25  
キロメートル未満 12,900 円  
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30  
キロメートル未満 15,800 円  
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35  
キロメートル未満 18,700 円  
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40  
キロメートル未満 21,600 円  
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45  
キロメートル未満 24,400 円  
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50  
キロメートル未満 26,200 円  
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55  
キロメートル未満 28,000 円  
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60  
キロメートル未満 29,800 円  
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上  
31,600 円

キロメートル未満 4,200 円  
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15  
キロメートル未満 7,300 円  
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20  
キロメートル未満 10,400 円  
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25  
キロメートル未満 13,500 円  
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30  
キロメートル未満 16,600 円  
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35  
キロメートル未満 19,700 円  
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40  
キロメートル未満 22,800 円  
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45  
キロメートル未満 25,900 円  
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50  
キロメートル未満 29,100 円  
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55  
キロメートル未満 32,300 円  
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60  
キロメートル未満 35,500 円  
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上  
38,700 円

(3) 前号に掲げる職員のうち、自動車そ  
の他の交通の用具で別に定めるものの駐  
車のための施設その他の場所で別に定め  
るものを利用し、その利用に係る料金(以  
下「駐車場等料金」という。)を負担する  
ことを常例とする職員(別に定める職員

(3) 条例第4条の2第1号及び第2号に該当する職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

(住居手当)

第18条 住居手当は、自ら居住するための住宅を借り受け(貸間を含む)、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている、次の各号のいずれにも該当しない職員に対して支給する。

(1) 配偶者(職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持している者に限る。)又は第15条第1項に規定する扶養親族が所有する住宅及び配偶者、父母又は配偶者の父母(同項に規定する扶養親族でないものに限る。)が所有し、又は借り受け、居住して

を除く。) 前号に掲げる額及び5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等料金に相当する額として別に定める額の合計額

(4) 条例第4条の2第1号及び第2号に該当する職員 別に定める区分に応じ、第1号及び前号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)の範囲内において別に定める額

(住居手当)

第18条 住居手当は、自ら居住するための住宅を借り受け(貸間を含む)、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている、次の各号のいずれにも該当しない職員に対して支給する。

(1) 配偶者(職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持している者に限る。)又は第15条第1項に規定する扶養親族が所有する住宅及び配偶者、父母又は配偶者の父母(同項に規定する扶養親族でないものに限る。)が所有し、又は借り受け、居住して

いる住宅並びにこれらに準ずるものとして別に定める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(2) 京都市公舎管理規則に規定する公舎、国家公務員宿舎法に規定する宿舎その他地方公共団体、公共企業体から貸与された職員宿舎に居住している職員

(3) 本市から住居手当を支給されている配偶者、子、父母又は配偶者の父母と同居している職員

(4) 本市からその居住する住居に係る費用の全部又は一部の支給を受けている職員

(5) 前各号に定めるもののほか、その居住する住居に係る費用を負担していないと認められる職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額

いる住宅並びにこれらに準ずるものとして別に定める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(2) 京都市公舎管理規則に規定する公舎、国家公務員宿舎法に規定する宿舎その他地方公共団体、公共企業体から貸与された職員宿舎に居住している職員

(3) 本市から住居手当を支給されている配偶者、子、父母又は配偶者の父母と同居している職員

(4) 本市からその居住する住居に係る費用の全部又は一部の支給を受けている職員

(5) 前各号に定めるもののほか、その居住する住居に係る費用を負担していないと認められる職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額 (本市の区域内に存する住宅を借り受けている職員にあっては、当該額に 3,000 円を加算した額)

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額 (本市の区域内に存する住宅を借り受けている職員にあっては、当該額に 3,000 円を加算し

<p>3 前2項の規定により難しい場合その他特別の事情がある場合における住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第27条 本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員に対して、その勤務1回につき、5,400円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>た額)</p> <p>(3) 前項に掲げる職員に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅(自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。)を所有している職員(別に定めるこれに準じるものを含む。)</p> <p>10,500円</p> <p>3 一の職員が前項第3号の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者が同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。</p> <p>4 前3項の規定により難しい場合その他特別の事情がある場合における住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第27条 本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員に対して、その勤務1回につき、5,700円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
---	---

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要性により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 (略)

(給与減額の例外)

第33条 (略)

理由	期間
(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)
(3) 風水震、火災	1週間を超えない範

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要性により \_\_\_\_\_ 午後10時から翌日の午前5時までの間 (休日等に含まれる時間を除く。) であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前項各号の勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 (略)

(給与減額の例外)

第33条 (略)

理由	期間
(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)
(3) <u>地震、水害、</u>	1週間を超えない範

<p>その他天災地変による職員の現住する住居の滅失又は破壊</p>	<p>圏内において、そのつど必要と認める期間</p>	<p><u>火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合</u>  <u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</u>  <u>イ 単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき</u>  <u>ウ 災害(非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置されたも</u></p>	<p>圏内において、そのつど必要と認める期間</p>
-----------------------------------	----------------------------	---	----------------------------

		<u>の又はこれら</u> <u>の設置が見込</u> <u>まれるものに</u> <u>限る。)</u> により <u>職員の現住居</u> <u>以外の住居又</u> <u>は親族(服喪休</u> <u>暇の対象とな</u> <u>る親族に限</u> <u>る。)</u> の住居が <u>滅失し、又は損</u> <u>壊した場合で、</u> <u>当該職員がそ</u> <u>の復旧作業等</u> <u>を行うとき</u>	
(4)	(略)	(4)	(略)
(5)	(略)	(5)	(略)
(6)	(略)	(6)	(略)
(7)	(略)	(7)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第28条の2の規定は令和9年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の京都市交通局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第18条第2項第3号の規定は、平成28年4月1日以後に本市の区域内に存する住宅を自ら新築し、又は購入した職員について適用する。

### (住居手当に関する経過措置)

3 改正後の規程第18条第3項の規定の適用については、同項に規定する60月の期間には、京都市交通局給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月31日交通局管理規程第21号）附則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規程第1条の規定による改正前の京都市交通局職員給与規程第18条又は京都市交通局給与規程の一部を改正する規程（令和7年3月31日交通局管理規程第22号）附則第6項の規定により住居手当の支給を受けた期間を含むものとする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の京都市交通局給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（交通局企画総務部職員課）